



聖ヨハネ会だより

第40号 平成29年8月



社会福祉法の改正に伴う新体制について

事務局長 竹川 和宏

平成28年3月31日に社会福祉法等の一部改正が成立し、 平成28年度はその対応にあたる年でありました。

まず、すべての社会福祉法人が定款変更の手続きを行う 必要があり、国が示した社会福祉法人定款例を参考に、定 款変更の案を作成し、評議員会及び理事会の承認を得て、 所轄庁である東京都へ申請し承認されました。尚、今般の 改正法により、当法人の所轄庁は厚生労働省から東京都に 変更となっております。



今回の改正法では、理事会・評議員会の役割がこれまでと変わり、理事会は法人の業務執行に係る決定機関となり、評議員会は法人運営に係る重要事項の議決機関ということになりました。理事会及び評議員会の決議事項は次のように定められています。

(理事会の決議事項)

- ➤ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ➤ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ➤ 重要な財産の処分及び譲受け
- ➤ 多額の借財
- ➤ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ➤ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ➤ コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備
- ➤ 計算書類及び事業報告等の承認
- ➤ その他の重要な業務執行の決定 等

(評議員会の決議事項)

- ➤ 理事・監事・会計監査人の選任及び解任
- ➤ 理事等の責任の免除(一部・全部)
- ➤ 理事・監事の報酬等の決議
- ➤ 役員報酬等基準の承認
- > 計算書類の承認
- ➤ 定款の変更
- ➤ 解散の決議
- ➤ 合併の承認
- ➤ 社会福祉充実計画の承認



そしてこの変更した定款の定めにより、議決機関となる評議員会を設置し、その構成員である新たな評議員を選任することとなりました。これまで評議員は理事会で選任することとなっておりましたが、新しい定款では評議員選任解任委員会を設置して選任することとなりました。この委員会は4名の委員(監事1名、事務局員1名、外部委員2名)から構成され、その委員を理事会で選任し、同委員会を平成29年1月に開催して9名の新評議員が選任されました。

また法人全体の収益が30億円以上の法人は、外部からの会計監査人を設置する法人と位置づけられ、その候補者の選定の準備をする年でもありました。候補者の選定はホームページで公募により提案書を入手し、監事の審査を経て候補者が決まりました。この後監査契約を締結する前に実施される予備調査が法人本部及び各事業所で実施され、改善報告等を受けることとなりました。そして平成29年6月に開催された定時評議員会で正式に会計監査人が決定しました。

また、これまで評議員会が理事会の諮問機関としての役割を担っていましたが、今般の改正によって議決機関となったため、地域の方や利用者ご家族の意見を聴く場として新たに運営協議会を設置することとしました。地域の民生委員の方や利用者のご家族にご参加していただき、ざっくばらんに意見交換できる場となることを期待しています。

その他に平成28年4月1日施行分として、事業運営の透明性の向上(会計基準に関する法規定の整備、定款計算書類等の公表)、地域における公益的な取り組みを実施する責務等が掲げられ、いずれも対応あるいは整理をしたところです。

今般の改正は65年ぶりとなる大きな変更であり、新たな役割や設置機関もあり、まだまだ慣れないというのが正直な実感ではありますが、一つ一つ整えて進めてまいりたいと思います。



聖ヨハネ会障害福祉部門 業務執行理事 田中 公彦

平成28年3月31日「社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正の趣旨は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取り組みの拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずることとなっており、「社

会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」を柱として進められます。ここ数年、社会福祉法人に対する社会の評価には大変厳しいものがありますが、改正法が施行されたことで社会福祉法人にさまざまな改革が求められることになりました。その一つ経営組織のガバナンスの強化としてあげられた理事・評議員・監事等の見直しについて、改正法では法人業務執行を行う理事会の役割強化が求められていることから、聖ヨハネ会は平成29年6月21日新理事会を構成するとともに法人本部、医療部門、高齢福祉部門、障害福祉部門の代表等を業務執行理事に選任して業務を推進していくこととし、私は障害福祉部門代表として加わることになりました。

障害福祉部門は昭和31年7月八王子市に開設した精神薄弱児施設「甲の原学院」から始まり、現 在は山梨県内と東京都内で1日述べ400人を超える障害のある方を300人位の職員で支援する事業を 行っています。また、今年の7月には障害福祉部門として第62回創立記念式典を行いました。障害 福祉施策は戦後50年余り措置制度の時代が続き、聖ヨハネ会も昭和47年に山梨県へ移転した「富士 聖ヨハネ学園」を長く運営してきました。しかし、平成15年の「措置から契約へ」という新しい障 害福祉の流れの中で、グループホームを開設し、東京都内に戻る選択肢を作り、山梨県民向けの通 所施設開設等々、時代の要請に合わせて事業を展開してきました。私は昭和の時代に富士聖ヨハネ 学園に入職して4年前に東京へ異動しましたが、この事業の広がりは入職当時には想像もできない ことでした。また、障害福祉部門はこれまで山梨と東京で別組織として運営してきましたが、平成 29年度から聖ヨハネ会障害福祉部門として統合し、新たな時代の障害福祉を担う体制を整えました。 今回の改正では、「社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対 する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。」という、社会福祉法人本 来の姿を追求する姿勢が強く打ち出されています。一方で契約の時代となり福祉事業にも営利企業 が多く参入してくると社会福祉法人に対する社会の見方も変わってきました。社会福祉法人はイコ ールフッティングと地域公益活動という狭間の中で難しいかじ取りを迫られています。この社会福 祉法人改革さなかでの業務執行理事就任には大きな重圧を感じます。しかし、聖ヨハネ会が社会福 祉法人としての存在価値を地域社会で高めていくことが、私がこれまで積み重ねてきたことの延長 線上にあると思えば、障害のある方の「より良い暮らし」に向けて努力を重ねつつ聖ヨハネ会全体 を見据えた業務執行理事の職務を全うしていけるのではないかと思っています。

最後に、聖ヨハネ会を利用される方々、中から支える職員、外から支援してくださる皆様に厚く 感謝申し上げるとともに今後ともご支援・ご協力をお願いする次第です。

基幹相談支援センター『ふじのわ』の開設と障害福祉部門が地域で 果たす役割

富士北麓障害者基幹相談支援センター 相談支援専門員 **小松 繁** (富士北麓支援事業部相談支援課所属)

1、富士北麓障害者基幹相談支援センター『ふじのわ』 の開設について

平成29年4月3日、山梨県富士北麓地域(富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村)の中心となる総合的な相談支援センターとして富士吉田市役所内に富士北麓障害者基幹相談支援センターふじのわが開所しました。基幹相談支援センターは、障害の種別や年齢、障害者手帳のあるなしに関わらず障害のある方やそのご家族からの困ったことなどの相談を、相談支援



専門員や専門の職員に相談しながら、解決に取り組む場所です。

私は、開設に向けての取り組みから設置プロジェクトチームの一員としてかかわり、平成29年4月、聖ヨハネ会富士北麓聖ヨハネ支援センターからの派遣職員として、基幹相談支援センターに相談員(相談支援専門員)として、従事することとなりました。

2、障害福祉部門が地域で果たす役割について

本年7月1日に富士聖ヨハネ学園が設立61年目を迎えました。この間都外施設という縛りがある中で通所部「ほっと」の開所により地域の障害児・者の受け入れ、地域の障害児・者の短期入所サービス、グループホーム、ケアホームの開所へと繋げていくことができました。さらに富士北麓6市町村による委託相談支援を開始し、そして富士北麓聖ヨハネ支援センター開設等、歩みは決して早くはありませんでしたが、この富士北麓地域で地域の障害者支援を地道に歩み続け、結果その過程を含めた実績を、この地域に評価されたのではと思っております。

これは経営母体である修道会のシスターがボンサマリタンの教え≪善きサマリア人のたとえ話 (ルカ10:25~37) ≫を日々我々に説き実践してきたことが、実を結んだと言えます。

また、今回基幹相談支援センターの相談員にヨハネ会の職員として携われたことは、私にとってかなりの重圧でもありましたが、大変光栄なことでありました。法人の理念・基本方針の4つ目「地域社会に立脚した社会事業として地域の福祉または医療に貢献します」の箇所と「互いに命の質を高め合う」部分を心に留めて職務に励みたいと思います。

地域の課題としては、短期入所先の不足、障害者へルパーの不足、移動支援、医療的ケアの課題、 親なき後の課題、65歳問題、多重債務、地域生活拠点、防災時対応等々多くの課題が挙げられます。 そのような中で、地域の自立支援協議会各部会・市町村・社協・事業所等の協力を得て今年度、 ヘルパー意見交換会・移動支援・福祉有償運送勉強会・当事者防災訓練等を企画・実施し、整理・ 検証し地域の社会資源や制度化等につなげていければと考えております。

そして、当事者・家族のみならず一般の住民も「この地域に住んでよかった」「この地域で生まれ育ってよかった」「この子を産んでよかった」と思える様な地域作りを行っていきたいと思います。また、一ヨハネ会の職員として(ヨハネ会の理念の大切さ)、一ソーシャル・ワーカーとして(知識・技術・価値の大切さ)、一地域住民として(共助・互助・自助の大切さ)自己研鑽も含めて、我々障害福祉部門の人間がこの富士北麓地域で更に地域貢献ができるよう微力ではありますが、今後も携わっていきたいと思います。

小金井きた地域包括支援センターの業務について

小金井きた地域包括支援センター 係長 増田 敏子

小金井きた地域包括支援センターは小金井市より委託を受け、地域にお住いの高齢者とご家族の暮らしの悩みや相談事を介護だけでなく医療・福祉・健康などさまざまな分野から総合的にサポートする活動に取り組んでおります。

その活動とは、以下に挙げる4つの業務です。



(1) 権利擁護業務

高齢者の権利を守り、安心して暮らせるように取り組んでいます。具体的には、日常的なお金の管理から財産管理に係ること、契約行為に係ることなどに不安がある方やすでに虐待被害に遭っている方の権利を守る為に、権利擁護センターと連携して成年後見制度などの活用を促進しています。虐待対応事例に対しては小金井市行政と連携しながら解決策を考え対応しています。

(2) 総合相談業務

高齢者とそのご家族からの様々な相談事(介護以外にも医療、福祉、その他の生活相談)に対し、丁寧にお話を伺います。そして、問題解決に必要な制度やサービスを紹介するなどして具体的な解決に繋げるようにしています。

(3) 介護予防とケアマネジメント業務

自立~介護予防が必要な方、要支援1、2と認定されている方を対象に可能な限り自立した 生活が営めるよう介護予防日常生活支援総合事業や介護保険制度などを活用した介護予防の支援をいたします。

具体的には介護予防を目的としたケアプランの立案や介護予防への自発的な取り組みを促す 普及啓発活動などが挙げられます。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、介護支援専門員、主治 医、地域の関係機関、在宅と施設などが連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じ多職種協働 で支援をすすめる包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働 の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。具体的には地域にお住 いの方々の顔が見える、身近な暮らしの圏域において、市民と専門職とが福祉のまちづくりに 向けた話し合い、学び合い、連携し合う場として「小地域ケア会議」を開催しています。

また、包括的・継続的支援を介護支援専門員が実践することができるよう、地域のネットワークを整えるとともに個々の介護支援専門員への支援も行っています。

さて、このような機能を持つ地域包括支援センターですが、介護難民や介護者の孤立を防ぎ、高齢者が安全で安心して暮らせる仕組みとして、「新たな地域包括ケアシステム」の構築が緊急課題となっているところです。

地域包括ケアシステムとは、いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者になる2025年を目指して、高齢者が重度の要介護者となっても、それまで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けられるように「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」のサービスを "包括的に" 受けられるシステムのことです。

地域包括支援センターはその機能を強化し、地域包括ケアシステムが実現できるように、高齢者だけでなく、地域に住む市民のニーズを的確につかむと同時に地域における課題を把握し、解決に向けて地域の自主性を重んじた取り組みを進めています。

具体的には、自らの健康生活は自分で支えるという「自助」、家族・親戚・地域住民同士で助け合う「互助」を基本とし、そこで賄えない部分を介護保険・医療保険などの「共助」、生活保護などの「公助」で補っていくという方針にもとづくものです。

しかし、このような原則に基づいて支援は行われるものの、原則通り動いてくれる事例ばかりではないというのが現実です。ヨハネ会は基本理念に「病める人、苦しんでいる人、困っている人のために奉仕する。」を据えておりますので、こうした原理原則に則らない事例に対しては、「フィツティングサポート」と称し、事例の個別性や特殊性に配慮し、サービスや制度の狭間で困っている方々をもサポートできるようヨハネ会の各サービス部門と緊密に連携しながら率先してフォローアップに努めているところです。

ちなみに小金井市内には、東西南北に4箇所の包括支援センターがあり、それぞれに担当地域が決まっています。私たち小金井きた地域包括支援センターは、梶野町・関野町・緑町・本町2・3丁目・桜町1・3丁目の小金井市北東部地域を担当しておりますので、この地域にお住まいの方は遠慮なく私どもにご相談ください。また、この地域以外にお住いの方は主管する地域包括支援センターがありますので最寄りの支援センターもしくは小金井市介護福祉課までお問い合わせください。それでは、今後とも社会福祉法人聖ヨハネ会が受託運営するきた地域包括支援センターをこれか

編集後記-

らもどうぞよろしくお願い申し上げます。

全国各地で大雨による甚大な被害が発生しています。いつどこで起こってもおかしくないという状況が 続いています。原因究明もさることながら、我がこととして備えておくことが本当に必要なんだと感じま す。情報収集する方法の確認、避難場所の確認、水や食料の備蓄、家族との連絡方法の確認等々、日常か ら話しておくことが大切なんだろうと思います。 (竹)

社会福祉法人 聖ヨハネ会にご援助を!! 会の

会の福祉事業発展のために

私どもの福祉事業は大別すると下記の種類があります

桜町病院 (一般病棟・療養病棟・ホスピス病棟)

富士聖ヨハネ学園 (障害者支援施設・障害福祉サービス事業)

桜町聖ヨハネホーム(特別養護老人ホーム・老人短期入所事業)

桜町・本町高齢者在宅サービスセンター (老人デイサービスセンター・老人居宅介護等事業)

障害者地域生活支援センター (居宅支援・就労支援事業)

★銀行振込★

□座名 社会福祉法人 聖ヨハネ会 (普通預金) 三菱東京 UFJ 銀行小金井支店 No. 4127570 ★郵便局振込★ 00190 - 7 - 711126 社会福祉法人 聖ヨハネ会

社会福祉法人 聖ヨハネ会 〒184-8511 東京都小金井市桜町1-2-20 TEL 042-384-4403/編集者:竹川 和宏